

## 長野県社会福祉事業団のホームページリニューアル業務委託仕様書

この仕様書は、社会福祉法人長野県社会福祉事業団の「ホームページリニューアル」業務委託契約の内容及び履行方法等の細則について定めるものとする。

なお、この仕様書は業務を実施するための大要を示すものであり、その性質上記載のない事項でも自然付帯の業務は委託契約金額の範囲内で実施すること。

また、業務の特質から、障害者総合支援法、知的障害者福祉法、個人情報保護法、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守することとする。

### 1 業務の名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団のホームページリニューアル業務委託

### 2 目的

「ホームページ」は当事業団に関心を持つ、または関係するすべての個人や団体に対して、その取組を伝えるための情報発信ツールとして非常に重要な役割を果たしている。また、当事業団全職員に対しても帰属意識の醸成を果たす役割も兼ねており、当事業団情報をより正確かつ分かりやすく、そして魅力的に伝えるために、さらなる内容の充実・質の向上が求められている。しかし、現行のホームページは閲覧環境の多様化（パソコンやスマートフォン、タブレットなど）やデザインやコンテンツの魅力や見やすさ、アクセシビリティのより深い配慮等に課題がみられる。そのため、本業務ではそれらの課題を解決するためにホームページのリニューアルを実施する。

### 3 基本方針

- (1) 誰もが必要な時に素早く正確な情報にアクセスできること
  - ①閲覧者が目的の情報に即座にたどり着くための機能
  - ②回遊性の機能（関連情報や「特にお知らせしたいこと」にアクセスしやすくする）
  - ③アクセシビリティの向上・維持
  - ④ユーザビリティの向上
  - ⑤閲覧傾向を踏まえたサイト設計
  - ⑥シンプルなサイト構成
  - ⑦スマートフォンなどでの閲覧を意識したホームページデザイン
- (2) 当事業団の魅力をよりよく発信できること
  - ①ブランドイメージと地域セールス力の向上
  - ②当事業団の魅力を表現するデザイン
- (3) 他媒体との連携を図り、相乗的・効果的に発信できること

- ①SNS や広報誌との連携
- (4) システム管理が容易であること
  - ①作業効率の向上
  - ②サイトの新規作成機能
- (5) 安全・安心なサイトであること
  - ①災害時などでも緊急情報を即時に掲載、閲覧が可能
  - ②拡張性と柔軟性に対応した保守運用

#### 4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

※ホームページリニューアル業務については、期間満了の3か月前までに委託者または受託者のいずれからも、相手方に対し契約を継続しない旨の書面による通知がない場合、契約期間の末日の翌日から1年間、新たな契約として自動的に更新するものとし、最長令和10年3月31日まで契約期間の更新を行う。

#### 5 委託場所

社会福祉法人長野県社会福祉事業団本部事務局（長野県長野市高田364番地1）および各所（その他取材や作業、打合せのため必要な箇所を含む。）

#### 6 納期

令和7年度8月1日までとする。委託者は成果品の提出があった時は、受託者の立ち合いの上でその内容の確認を行い、支障のない場合にはその引渡しを受けることとする。

#### 7 業務概要

本業務では、現行ホームページ上の課題などを解消することを目的に、CMSの導入・構築、サイト構成の検討やデザイン作成、職員のCMS操作研修、総合的なコンサルティングといったシステム更新にかかる全般的な作業を行うこと。

項目は以下のとおりである。受託者は各項目の具体的な作業を担い、委託者は方針の指示及び作業結果の承認等を担う。

- (1) 作業管理・品質管理等のプロジェクト管理作業
- (2) 現行サイトの調査・分析と問題箇所・弱点の抽出を踏まえてのサイトリニューアル  
現行サイトを参考にし（長野県社会福祉事業団及び全事業所20施設分）のおおよそ250ページを想定
- (3) 問題箇所・弱点の改善（デザイン、カテゴリ再分類などのサイト設計、アクセシビリティ対策、SEO・LPO対策など）
- (4) 要求仕様を満たすCMSの導入、およびサービス提供（環境構築含む）

- (5) ユニバーサルデザイン対応のページテンプレートの設計・制作作業
- (6) 新規コンテンツの作成
- (7) 現行サイトから新システムへのデータ移行
- (8) 各種マニュアル、各種ガイドラインなど、ドキュメント類の作成
- (9) CMS 操作及びウェブアクセシビリティ研修の実施
- (10) ASP サービス、データセンター、セキュリティ機器等の提供
- (11) 契約期間中の運用・保守作業
- (12) その他、リニューアル公開に伴う対応一式

## 8 リニューアル（公開）期日

令和7年8月15日

※ただし、事業団と受託者の協議により、契約期間を超えない限りで調整を行うことができる。

※職員のシステムへの習熟を図るよう、データ移行・研修プログラムのスケジューリングを含め、最適な方法を提案すること。

※公開は契約後、おおむね5カ月程度を想定することとし、8月中旬とする。週単位のスケジュール表を作成し、紙面で提示すること。

## 9 秘密保持

- (1) 受託者は、当該事業において収集及び取り扱う個人情報は「長野県個人情報保護条例」を準拠するとともに、個人情報に関する法令を遵守し、適正に取り扱うものとし、流出・損失を生じさせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務上知り得た秘密を他に一切漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等も含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 10 その他要件・留意事項

- (1) 本業務における成果物の所有権や著作権は、全て委託者に帰属し、委託者は連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- (2) 受託者は委託者に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。また成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。
- (3) 本事業に関する所有権や著作権は原則として全て委託者に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は当該権利を非独占的に使用できるこ

ととすること。

## 11 その他

- (1) 本委託にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 本委託にあたり、受託事業者は事業団担当者と連絡を密に取り、作業の進捗に支障がないようにすること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項および委託内容に疑義が生じた場合は、事業団と協議のうえ、対処すること。
- (4) 委託者の定めた仕様書の履行がされず、協議をしても改善がみられないと判断した場合は、契約期間内であっても催告し、契約を解除することができる。
- (5) 受託者は、契約期間満了等により受託者が変更となった場合は、新たな受託者による本業務が円滑に行えるように引継ぎに協力すること。
- (6) 損害賠償責任について
  - ① 委託業務の実施にあたっては、委託者及び施設及び第三者に損害を与えないようにしなければならない。
  - ② 受託者はその責めに帰すべき事由により、委託者及び施設及び第三者に損害（事件・事故等）を与えた場合は、その損害について賠償責任を負うものとする。
- (7) 委託者は、委託業務に関して調査し、必要のある時は改善を求めることができる。この場合、受託者は直ちにこれに応じ、その結果を報告しなければならない。